

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第二項の任命権者が定める時間を定める訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第二項の任命権者が定める時間を定める訓令

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第二項の任命権者が定める時間は、五分とする。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。